

6 特定責任追及の訴え

特定責任追及の訴え（847条の3）

(1) 趣旨	<p>上場会社を主として、純粋持ち株会社として自社では事業を行わず、子会社に事業を行わせ、子会社を指揮・監督することを業とする会社の形態をとる会社が増加する中、通常の代表訴訟では、子会社の役員等に責任がある場合にも純粋持ち株会社の株主はその責任を追及できないことが問題視</p> <p>→ 濫訴防止等の観点から、通常より厳格な要件の下制度化（平成26年改正）</p>
(2) 提訴適格	<ul style="list-style-type: none"> ・ 子会社に最終完全親会社等がある場合に、6か月前から引き続き当該最終完全親会社等の総株主の議決権の100分の1以上の議決権 or 発行済株式の100分の1以上の株式を有する株主（847条の3第1項） ※ 最終完全親会社等：完全親会社等であって、その完全親会社等がないもの（847条の3第1項） ※ 完全親会社：完全子会社の所有分と合わせて他の株式会社の発行済株式の全部を有する会社（847条の2第1項、規218条の3） ・ 非公開会社：6か月の保有要件不要（同条6項。通常の代表訴訟と同じ。）
(3) 対象：特定責任	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定責任：発起人等（847条1項）の責任の原因事実が生じた日において、当該会社の株式の帳簿価額が最終完全親会社等の総資産額の5分の1を超える場合における、当該発起人等の責任（847条の3第1項4項、規218条の6） ※ 特定責任に限定された理由：重要な完全子会社等の発起人等は、最終完全親会社等の役員等に匹敵する地位を有していることが多く、通常の代表訴訟と同程度に責任追及が懈怠される危険が高い 他方で、完全子会社に生じた損害は、最終完全親会社の株主からすれば間接的であって濫訴のリスクが相当にあることから限定
(4) 手続	<p>(1) 当該子会社に提訴請求（847条の3第1項。最終完全親会社ではない。）</p> <p>(2) 当該会社が提訴しない場合に、自ら代表訴訟を提起（847条の3第7項）</p> <p>その他、通常の代表訴訟と同様の手続である</p>
(5) 責任免除にかかる特則	<p>特定責任の免除等について、特則が設けられている（以下は任務懈怠責任に係るもの）</p> <p>(1) 全部免除（424条）：通常に加えて最終完全親会社等の総株主の同意（847条の3第10項）</p> <p>(2) 一部免除（425条）：通常に加えて最終完全親会社等の株主総会決議（425条1項）</p> <p>(3) 一部免除（426条）：通常に加えて最終完全親会社等の総株主の議決権の3%以上の異議がある場合にも免除不可（426条7項）</p> <p>(4) 責任限定契約（427条）：通常に加えて原因事実の開示を最終完全親会社等の株式総会でも行う必要（427条7項）</p>

7 取締役の第三者に対する賠償責任（429条）

(1) 株主の第三者該当性

(1)429条1項の責任が認められるための要件は、①取締役の任務懈怠（423条責任と同様、経営判断原則の適用の余地がある）、②会社に対する任務懈怠についての悪意又は重過失（自己に対する加害についての悪意重過失は不要）、③第三者の損害、④任務懈怠と損害との因果関係である。ここで、株主が「第三者」に含まれるか問題となる

(2)取締役の任務懈怠によって第三者が直接に損害を負う場合、株主も「第三者」として責任追及できる（通説）。また、当該第三者は429条責任を追及できるとともに、一般不法行為責任（民法709条）の追及も可能である（いずれか一方が認められれば他方の損害賠償請求権は消滅する）。429条責任は会社法が特に定めた法定責任と解されることから、不法行為責任とは性質が異なるためである

※429条責任は任務懈怠についての悪意有重過失が要件となるのに対し、709条責任は第三者への加害行為についての故意過失が要件となる点で異なる。これは429条責任の性質について法定責任説を採る事の帰結（不法行為特則説であれば加害についての悪意有重過失が要件となる）

(3)取締役の任務懈怠によって会社が損害を被り、その結果第三者も損害を被る場合、原則として間接損害を受けた株主は429条1項の「第三者」に含まれないと解される（通説）。なぜなら、間接損害を受けた株主は株主代表訴訟により任務懈怠責任（423条1項）を追及することで自己の利益を図りうるためである

※その他の理由…株主が429条責任を追及した場合、(1)なお会社は取締役に対し423条責任を追及できると解すると取締役は二重に責任を追及されることになる一方、(2)もはや会社は423条責任を追及できなくなると解すると会社の損害賠償請求権（会社財産）を株主が奪う結果となるため妥当でない

(4)ここで、有利発行が行われた場合の株主の損害は、本来会社に払い込まれるべき資金が払い込まれていないという点で会社に損害が生じ、その結果持株価値が低下したという間接損害ではないか。原則として間接損害を受けた株主は429条1項の「第三者」に含まれないと解されるため問題となる

(5)確かに、有利発行は会社に損害が生じる間接損害のケースであるが、例外的に株主が「第三者」として責任追及できると解すべきである（最判平成9年9月9日参照）。よって、この場合、株主が取締役に対し429条責任を追及することが可能である